

秋田大学大学院学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 128 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 秋田大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づき、この学則を定める。

(目的)

第 2 条 秋田大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第 2 条の 2 大学院の研究科（研究科等連係課程実施基本組織を含む。以下同じ。）は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第 3 条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 大学院は、第 1 項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

(課程)

第 4 条 大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 博士課程（医学を履修する博士課程を除く。）は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（修業年限）

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学を履修する博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

3 教職大学院の課程の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、1 年以上 2 年未満の期間又は 2 年を超える期間とすることができるものとする。

4 前項の場合において、1 年以上 2 年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第 2 章 組織

（研究科及び課程）

第 6 条 大学院に置く研究科及びその課程は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程
国際資源学研究科	博士前期課程
	博士後期課程
教育学研究科	修士課程
	教職大学院の課程
医学系研究科	修士課程
	博士前期課程
	博士後期課程
	博士課程
理工学研究科	博士前期課程
	博士後期課程
先進ヘルスケア工学院	修士課程

（専攻及び収容定員等）

第 7 条 研究科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員
			名	名
国際資源学研究科	博士前期課程	資源地球科学専攻	17	34
		資源開発環境学専攻	23	46

		計	40	80
	博士後期課程	資源学専攻	10	30
		計	10	30
教育学研究科	修士課程	心理教育実践専攻	6	12
		計	6	12
	教職大学院の課程	教職実践専攻	20	40
		計	20	40
医学系研究科	修士課程	医科学専攻	5	10
		計	【3】	【6】
	博士前期課程	保健学専攻	12	24
		計	12	24
	博士後期課程	保健学専攻	3	9
		計	3	9
	博士課程	医学専攻	30	120
		計	30	120
理工学研究科	博士前期課程	生命科学専攻	15	30
		物質科学専攻	40	80
		数理・電気電子情報学専攻	45	90
		システムデザイン工学専攻	32	64
		共同サステナブル工学専攻	18	36
		* 秋田県立大学との入学定員の合計は「26」， 収容定員の合計は「52」。		
	計	150	300	
博士後期課程	総合理工学専攻	10	30	
	計	10	30	
先進ヘルスケア工学院	修士課程	—	【10】	【20】
		計	【10】	【20】

備考 1 隅付き括弧内の数字は、医学系研究科修士課程医科学専攻及び理工学研究科博士前期課程システムデザイン工学専攻の内数とする。

2 先進ヘルスケア工学院は第 10 条の 3 に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、医学系研究科及び理工学研究科との緊密な連係及び協力の下、実施する修士課程とする。

第3章 運営組織

(研究科委員会及び教授会)

第8条 研究科に、研究科委員会を置く。ただし、国際資源学研究科、医学系研究科、理工学研究科及び先進ヘルスケア工学院には教授会を置く。

2 研究科委員会及び教授会（以下「研究科委員会等」という。）に関する事項は、別に定める。

(カウンスル)

第8条の2 研究科に、カウンスルを置くことができる。

2 カウンスルに関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織

第9条 研究科に研究科長又は工学院院长（以下「研究科長」という。）を置く。

2 教育学研究科長は、教育文化学部長をもって充てる。ただし、教育文化学部長が当該研究科の教授でない場合には、当該研究科の教授をもって充てる。

3 国際資源学研究科長、医学系研究科長及び理工学研究科長は、当該研究科の専任の教授をもって充てる。

4 先進ヘルスケア工学院院长は、先進ヘルスケア工学院の教授をもって充てる。

(教員組織)

第10条 大学院の教育は、研究科委員会等が別に定めるところにより、一定の資格を有する教員が担当するものとする。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第10条の2 研究科（教職大学院の課程を除く。）は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第10条の3 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本大学院に置かれる二以上の研究科（この条の規程により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の組織を置くことができる。

(共同教育課程の編成)

第10条の4 前条に規定するもののほか、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学院が開設する授業科目を、大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「編成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第10条の5 編成大学院は、学生が当該編成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る修得した単位を、当該編成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 編成大学院は、学生が当該編成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該編成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

(教育方法)

第11条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 教職大学院の課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

(授業の方法)

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定による場合についても同様とする。

4 専門職大学院においては、第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(教育課程及び履修方法)

第12条 研究科の教育課程及び履修方法については、研究科規程又は工学院規程（以下「研究科規程」という。）の定めるところによる。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第12条の2 研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学学則第31条に規定する基準を考慮するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第12条の4 研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育方法の特例)

第13条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条の2 研究科は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院授業科目の履修)

第14条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他の大学院の授業科目を履修しようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定は、教育学研究科及び医学系研究科にあつては第32条に規定する留学及び第33条に規定する休学により他の大学院(外国の大学院を含む。)において学修する者に、国際資源学研究科、理工学研究科及び先進ヘルスケア工学院にあつては第32条に規定する留学及び第33条に規定する休学により外国の大学院において学修する者にこれを準用する。

4 前3項の規定により修得した単位は、研究科委員会等の議を経て、合わせて15単位を限度として研究科において修得した単位とみなすことができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において第1項から第3項までの規定により修得した単位は、教育学研究科委員会の議を経て、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院の課程において修得した単位とみなすことができる。

(他の研究科の授業科目の履修)

第14条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、他の研究科との協議に基づき、当該研究科の授業を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、他の研究科の授業科目を履修しようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、当該研究科規程の定めるところにより、第19条又は第21条の単位とすることができる。

(他の専攻等の授業科目の履修)

第15条 修士課程及び博士前期課程にあつては、当該研究科規程の定めるところにより、他の専攻の授業科目を選択履修して、第19条の単位とすることができる。

(他の大学院等の研究指導)

第16条 大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により、他の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとする者は、研究科長の許可を受けなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会等の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては15単位を限度とする。ただし、第14条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、第14条第5項及び第19条の2第2項の規定により修得したものとみなす単位数を合わせて、教職大学院の課程が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第18条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により取得できる教育職員の免許状の種類等については、研究科規程の定めるところによる。

第6章 課程の修了及び学位

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。また、第17条の規定により、大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第19条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 研究科において教育上有益と認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を前項に規定する実習により修得したものとみなす。

(教職大学院の課程の在学期間の短縮)

第19条の3 研究科において、第17条の規定により大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間そ

の他を勘案して、当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(連携協定校)

第19条の4 研究科は、第19条の2に規定する実習その他当該教職大学院の課程の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

(博士課程の修了要件)

第20条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第21条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上
- (2) 修士課程又は博士前期課程において特に優れた業績を上げ、1年以上2年未満の在学期間で当該課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年以上
- (3) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められて入学した者にあつては1年以上

(共同教育課程に係る修了要件)

第21条の2 共同教育課程である修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、第19条に規定するもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第14条の規定により修得した単位とみなすことができる単位を含まないものとする。

(課程修了の認定)

第22条 第19条から前条までの課程の修了は、当該研究科委員会等の議を経て、学長が認定する。

(学位)

第23条 修士課程及び博士前期課程を修了した者に対し、修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者に対し教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科	修士（資源学）
	修士（理学）
	修士（工学）
教育学研究科	修士（教育学）
医学系研究科	修士（医科学）
	修士（看護学）
	修士（リハビリテーション科学）
理工学研究科	修士（理学）
	修士（理工学）
	修士（工学）
先進ヘルスケア工学院	修士（工学）

3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科	博士（資源学）
	博士（理学）
	博士（工学）
医学系研究科	博士（医学）
	博士（保健学）
理工学研究科	博士（理学）
	博士（理工学）
	博士（工学）

4 第1項の規定により教職修士（専門職）学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

教育学研究科	教職修士（専門職）
--------	-----------

5 学位授与に関する事項は、別に定める。

第7章 入学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の始めに、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第 25 条 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 次のいずれかに該当し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - ア 大学に 3 年以上在学した者
 - イ 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了した者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は 6 年制の薬学、獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
 - (6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって，大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (7) 次のいずれかに該当するものであって，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - ア 大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者
 - イ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）の課程を修了した者
 - エ 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了した者
 - (8) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で，24 歳に達したもの
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が指定したものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
 - (7) 大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で，24 歳に達したもの
- (入学出願の手続き)

第 26 条 大学院への入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書その他所定の書類を提出するとともに、検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第 27 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第 28 条 前条の合格者は、指定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、第 52 条第 1 項の規定により、入学料の免除を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第 29 条 他の大学院に現に在学する者で、大学院への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

3 転入学の入学出願の手続き、入学者の選考、入学手続き及び入学許可については、第 26 条から前条までの規定を準用する。

(再入学)

第 30 条 大学院を退学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者で、同一の研究科に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 再入学の入学出願の手続き、入学者の選考、入学手続き及び入学許可並びに前項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、第 26 条から第 28 条まで及び前条第 2 項の規定を準用する。

第 8 章 在学期間

(在学期間)

第 31 条 在学期間は、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては 4 年を、医学系研究科博士課程にあつては 8 年を、博士後期課程にあつては 6 年を超えることができない。

2 第 29 条及び第 30 条の規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の 2 倍を超えることができない。

第 9 章 留学、休学、退学及び転学等

(留学)

第 32 条 外国の大学院に留学を志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究科長がこれを許可することがある。

2 前項により留学した期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、所定の書類により研究科長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないとする者については、研究科長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては2年を、医学系研究科博士課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、第31条の在学期間には算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中に、その理由が消滅したとき、研究科長は願い出により、復学を許可することができる。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、所定の書類により研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、研究科長が除籍する。

- (1) 第31条の在学期間を超えた者
- (2) 第48条による入学料を納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 成業の見込みがないと認められた者

(転学等)

第38条 他の大学院に転学又は入学志願しようとする者及び大学院の在学者で改めて大学院に入学志願しようとする者は、所定の書類により研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転専攻)

第39条 同一研究科の他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により転専攻した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

第10章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があるとき学長は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第41条 学生が大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は、研究科委員会等の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第11章 研究生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、特別履修学部生
及び外国人留学生

(研究生)

第42条 大学院において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、研究科委員会等において選考の上、研究科長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき研究科委員会等において選考の上、研究科長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第44条 大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき研究科委員会等において選考の上、研究科長が特別研究学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 大学院において、大学院の学生以外の者で1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科委員会等の議を経て、研究科長は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別履修学部生)

第45条の2 大学院において開講する授業科目の履修を志願する本学学部学生があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が特別履修学部生として履修を許可することがある。

2 特別履修学部生に関する必要な事項は、前項の規定を実施する各研究科において定める。

(生涯高等教育事業科目等履修生)

第45条の3 大学院において、現に職業に従事する者で本学が開講する授業科目のうち指定した科目（以下「生涯高等教育事業科目」という。）の履修を希望する者がある

ときは、生涯高等教育事業推進専門委員会の議を経て、学長は生涯高等教育事業科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 生涯高等教育事業科目等履修生には、単位を与えることができる。
- 3 生涯高等教育事業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で日本において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会等において選考の上、これを外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第47条 大学院における検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」による。

- 2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、それぞれ「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の規定に基づき定められた額とする。

(免除されなかった場合の入学料)

第48条 入学料の免除を願い出て、入学料の全部又は一部の免除が許可されなかったときは、許可されなかった入学料の全部又は一部を所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料の納付)

第49条 授業料は、次のとおり納付しなければならない。

- (1) 前期分にあつては、年額の2分の1に相当する額を4月1日から4月30日まで
- (2) 後期分にあつては、年額の2分の1に相当する額を10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつた場合は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつた場合は、入学を許可するときに納付することができる。
- 4 転入学又は再入学した者の授業料の額は、その者が転入学又は再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

(転学、退学、留学及び停学の場合の授業料)

第50条 転学又は退学した者の当該期分の授業料は、徴収する。

- 2 留学又は停学中の者については、その期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料)

第51条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を月割により免除する。ただし、月の初日から休学する場合は、当該月から免除する。

(入学料、授業料の免除及び徴収猶予)

第52条 経済的な理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は学資負担者の死亡その他特別な事情がある場合は、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は学資負担者の死亡その他特別な事情によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

3 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた場合、その他やむを得ない事情があると認められた者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予(月割分納を含む。)をすることができる。

(納付した授業料等)

第53条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出に基づき、当該各号に定める額を還付する。

(1) 第49条第1項各号の規定により、授業料を納付した者が、第51条の規定により免除された授業料に相当する額

(2) 第49条第2項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に退学した場合は、後期に係る授業料に相当する額

(3) 第49条第3項の規定により、授業料を納付した者が、入学を許可される年度の前年度中に入学を辞退した場合は、当該授業料に相当する額

第13章 補則

(補則)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、学部の学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日に医学研究科に置かれている専攻は、第7条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 平成14年3月31日に鉱山学研究科に置かれている各専攻は、第7条の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該専攻に在学する者及び平成14年度以降に鉱山学研究

科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 第52条第2項の規定は、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に医学研究科に置かれている各専攻は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該各専攻に在学する者及び平成19年度から平成21年度の間、医学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 医学系研究科修士課程の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成19年度においては、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度 名
医学系研究科	医科学専攻	5
	保健学専攻	12
	計	17

- 4 医学系研究科博士課程の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成19年度、平成20年度及び平成21年度においては、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度 名	平成20年度 名	平成21年度 名
医学系研究科	医学専攻	30	60	90
	計	30	60	90

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成20年度においては、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成 20 年度
教育学研究科	修士課程		名
		学校教育専攻	23
		教科教育専攻	62
		計	85

- 3 工学資源学研究科博士前期課程の収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 20 年度においては、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成 20 年度
工学資源学研究科	博士前期課程		名
		地球資源学専攻	36
		環境物質工学専攻	48
		材料工学専攻	36
		情報工学専攻	32
		機械工学専攻	46
		電気電子工学専攻	48
		土木環境工学専攻	24
	計	270	

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、第 25 条については、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 平成 21 年 3 月 31 日に医学系研究科修士課程に置かれている保健学専攻は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 医学系研究科博士後期課程の収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 21 年度及び平成 22 年度においては、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度	平成 22 年度
医学系研究科		名	名
	保健学専攻	3	6
	計	3	6

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日に工学資源学研究科に置かれている環境物質工学専攻は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該専攻に在学する者及び平成 24 年度中に工学資源学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学資源学研究科博士前期課程の収容定員は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 24 年度においては、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成 24 年度 名
工学資源学研究科	博士前期課程	地球資源学専攻	35
		環境物質工学専攻	24
		環境応用化学専攻	20
		生命科学専攻	12
		材料工学専攻	41
		情報工学専攻	32
		機械工学専攻	50
		電気電子工学専攻	56
		土木環境工学専攻	23
		共同ライフサイクル デザイン工学専攻	12
		計	305

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学資源学研究科博士後期課程の収容定員は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 26 年度及び平成 27 年度においては、次のとおりとする。

研究科名	課 程	専 攻 名	平成 26 年 度 名	平成 27 年 度 名
		資源学専攻	12	12

工学資源学研究科	博士後期課程	生命科学専攻	3	6
		機能物質工学専攻	11	10
		生産・建設工学専攻	11	10
		電気電子情報システム工学専攻	11	10
		計	48	48

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日に教育学研究科に置かれている各専攻は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成 28 年 3 月 31 日に工学資源学研究科に置かれている各専攻は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 28 年度以降に工学資源学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 国際資源学研究科、教育学研究科及び理工学研究科の収容定員は、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度においては、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成 28 年度	平成 29 年度
国際資源学研究科	博士前期課程	資源地球科学専攻	17	34
		資源開発環境学専攻	23	46
		計	40	80
	博士後期課程	資源学専攻	10	20
		計	10	20
	教育学研究科	修士課程	心理教育実践専攻	6
計			6	12
教職大学院の課程		教職実践専攻	20	40
		計	20	40
理工学研究科	博士前期課程	生命科学専攻	15	30

		物質科学専攻	42	84
		数理・電気電子情報学専攻	45	90
		システムデザイン工学専攻	36	72
		共同ライフサイクルデザイン工学専攻	12	24
		計	150	300
	博士後期課程	総合理工学専攻	10	20
	計	10	20	
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	13	—
		教科教育専攻	31	—
		計	44	—
工学資源学研究科	博士前期課程	地球資源学専攻	17	—
		環境応用化学専攻	20	—
		生命科学専攻	12	—
		材料工学専攻	23	—
		情報工学専攻	16	—
		機械工学専攻	26	—
		電気電子工学専攻	30	—
		土木環境工学専攻	11	—
		共同ライフサイクルデザイン工学専攻	12	—
		計	167	—
	博士後期課程	資源学専攻	8	4
		生命科学専攻	6	3
		機能物質工学専攻	6	3
		生産・建設工学専攻	6	3
		電気電子情報システム工学専攻	6	3
計		32	16	

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。